

## [事案 22-32] 契約履行請求

・平成 22 年 12 月 22 日 裁定終了

### <事案の概要>

募集人（銀行員）から、5 年後は必ず 1 ドル 120 円になると外貨建て(定額)年金を勧められて加入したので、約束どおり 1 ドル 120 円に換算して支払ってほしいと申立てがあったもの。

### <申立人の主張>

平成 15 年、資金運用について募集人に相談したところ、保険料一時払で積立期間 7 年の外貨建て個人年金(定額)保険（米国通貨建て）に加入した際、募集人から、下記のような説明を受けたため、加入した。

募集人の説明内容に従い、5 年経過した平成 21 年 9 月現在の年金原資たる 43,855.91US ドルを、1 ドル 120 円として換算した 526 万余円を支払って欲しい。

- (1) 勧誘の際、募集人から、申立契約についてリスクの伴わない（具体的には元本は保証される）商品であることを何度も説明された。
- (2) 募集人から、5 年後には必ず 1 ドル 120 円(契約時の為替レートは 1 ドル 112.40 円)になると説明された。

### <保険会社の主張>

申立人の本件加入について、下記のとおり、募集人の説明義務違反等、法律上の瑕疵はないと思料し、申立人の請求に応ずることはできない。

- (1) 募集人は、申立契約について 1 時間 30 分程度時間をかけて、為替リスクがある点も含めて商品内容の説明をし、申立人は商品内容及び為替リスクを確認し、理解した。
- (2) 募集人は、申立人に対して、5 年後には必ず 1 ドル 120 円になるといった断定的な説明はしていない。

### <裁定の概要>

申立人の主張の法的構成は明らかではないが、裁定審査会では、募集人が申立契約の勧誘に際し、金融商品販売法第 3 条 1 項 1 号の元本欠損が生じるリスクのある商品についてのリスク等の重要事項について説明義務を怠ったとして、損失についての損害賠償請求を行っているものと解釈し、申立書、答弁書等の書面の内容および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した。

その結果、下記の理由により、本件申立ては認められないことから、生命保険相談所規程第 44 条にもとづき、裁定書にその理由を明らかにして、裁定手続きを終了した。

#### (1) 為替変動リスクについて募集人が説明を十分行ったかについて

下記の事情から、募集人が申立人に対して、為替リスクの説明をせず、申立人が満期時に円貨で元本保証されると説明をしたとの申立人の主張は認めることができない。申立人において、金融商品販売法第 3 条 1 項 1 号の重要事項の説明義務違反があったことは、認められない。

- ① 申立人は、設計書を受け取ったことを認めており、保険勧誘において、募集人はパンフレットや設計書を用いて説明するのが一般的であるところ、募集人が設計書を申立人に交付しつつ、当該書面を使用して説明を行わないことは通常考えられず、募集人は、少なくとも設計書を用いて説明したものと推定される。
  - ② 設計書には、確認いただく事柄として、「為替リスクについて、当年金保険は、米国通貨建ですので、為替相場変動の影響を受けます。年金または給付金の支払時における外国為替相場により、円貨に換算した年金等の額が、契約締結時における外国為替相場により円貨に換算した年金等の額を下回る場合があります。」等の記載がある。
  - ③ 申立人は、事情聴取時に、契約申込時に申立契約がドル建てで運用されており、為替相場が毎日変動するということの認識があったこと、「自分なりの判断で」ドルが上がると考えて申立契約を申し込んだ等の供述をしている。
- (2) 募集人が、契約時「5年後には必ず1ドル120円になる」と言ったかどうかについて  
申立人は事情聴取の際、募集人が、申込書に署名押印する前ではなく、その後に「1ドル120円になる。」と、言ったとの供述をしているので、仮に申立人の主張する事実が存在したとしても、そのことが申立人の加入の意思表示に影響を与えていないことは明らかである。

加えて、設計書や個人年金保険確認書等に、申立契約がドル建て運用されていること、年金または給付金が為替相場の変動を受けて損失が発生することがあることについて、重ねて注意喚起する記載があることから、募集人が、それらの記載に明確に反して、「5年後に必ず1ドル120円になる。」と断定したという事実を認定することは到底できない。

<参考> 外貨建て保険

「外貨建て保険」は、支払う保険料や受け取る保険金・年金・解約返戻金等が外貨で決められており、外貨で保険料を払い込み、外貨で保険金や年金、解約返戻金が支払われる生命保険、個人年金保険のこと。外貨ベースの保険金・年金額、解約返戻金等は確定しているが、円ベースで、保険金・年金、解約返戻金等を受け取る場合には、受取時の為替変動の影響を受ける「為替リスク」があり、契約者が負う。